

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成25年度末において、全国の市区町村数の70.8%に当たる1,233市区町村であった(表1)。

表1 環境基準類型当てはめ状況(平成25年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	746	183	1,742
環境基準の地域類型当てはめ市区町村数	755	23	417	38	1,233
割合(%)	95.6%	100.0%	55.9%	20.8%	70.8%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

① 環境騒音の測定実施状況

平成25年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は355市区町村(前年度358市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,233市区町村の28.8%であった。

測定地点の総数は3,174地点(同3,107地点)であり、そのうち定点測定地点数は2,608地点(同2,533地点)で、全体の82.2%となった。ただし、定点測定地点とは測定地点のうち、継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合
平成25年度は、全測定地点2,849地点(前年度2,757地点)のうち86.6%(同86.5%)の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では2,118地点(同2,042地点)のうち86.4%(同87.0%)の地点で適合し、C類型地域(住居・商工業混在地域)では721地点(同695地点)のうち87.9%(同85.9%)の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成25年度は、全測定地点325地点(前年度350地点)のうち79.7%(同73.7%)の地点で適合した。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では225地点(同244地点)のうち78.7%(同73.0%)の地点で適合し、C類型地域では98地点(同104地点)のうち83.7%(同76.9%)の地点で適合した。

(注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
355	測定地点数	3,174	2,608	10	2,118	721	2,849	2	225	98	325
	適合地点数	2,727	2,261	4	1,830	634	2,468	0	177	82	259
	適合率(%)	85.9%	86.7%	40.0%	86.4%	87.9%	86.6%	0.0%	78.7%	83.7%	79.7%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成25年度までの過去14カ年の適合状況を図1に示した。環境基準の適合率はおおむね年々増加傾向にある。

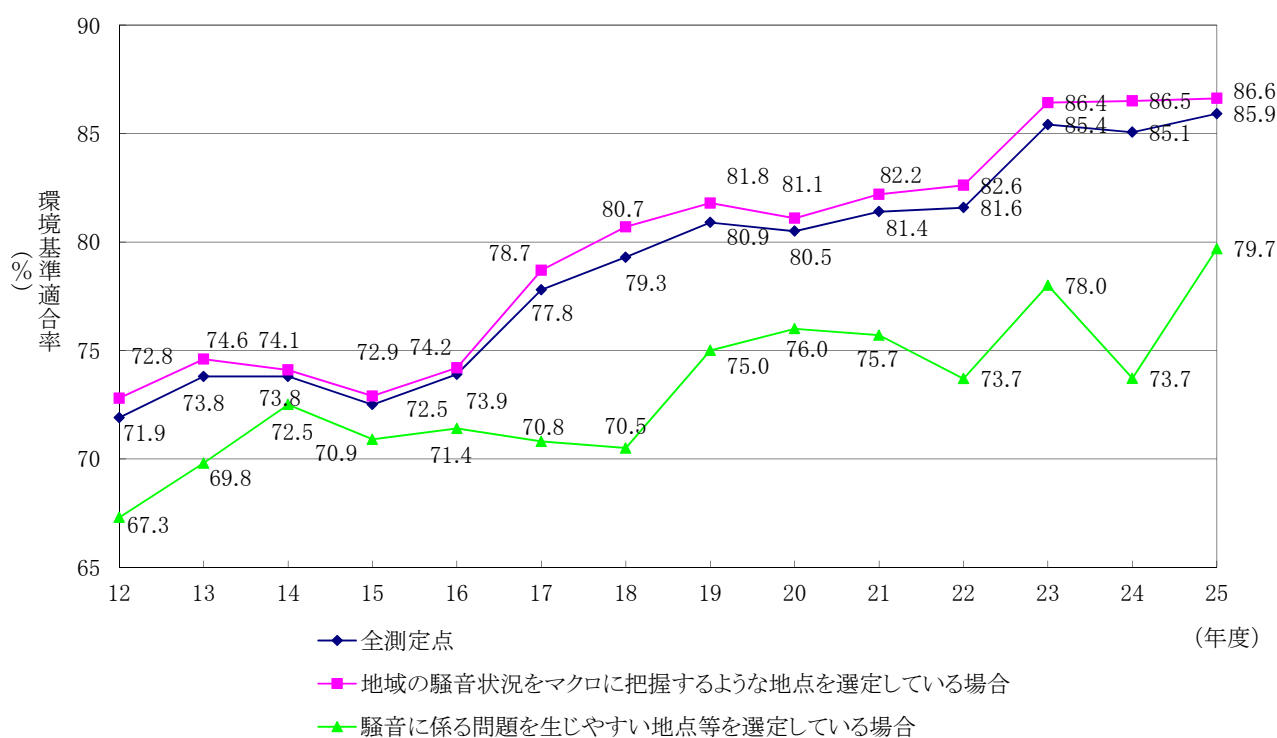


図1 過去14カ年の一般地域における環境基準適合状況

Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成25年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は16,717件であった。これは、前年度(16,518件)と比べて199件(1.2%)の増加となった(図2)。

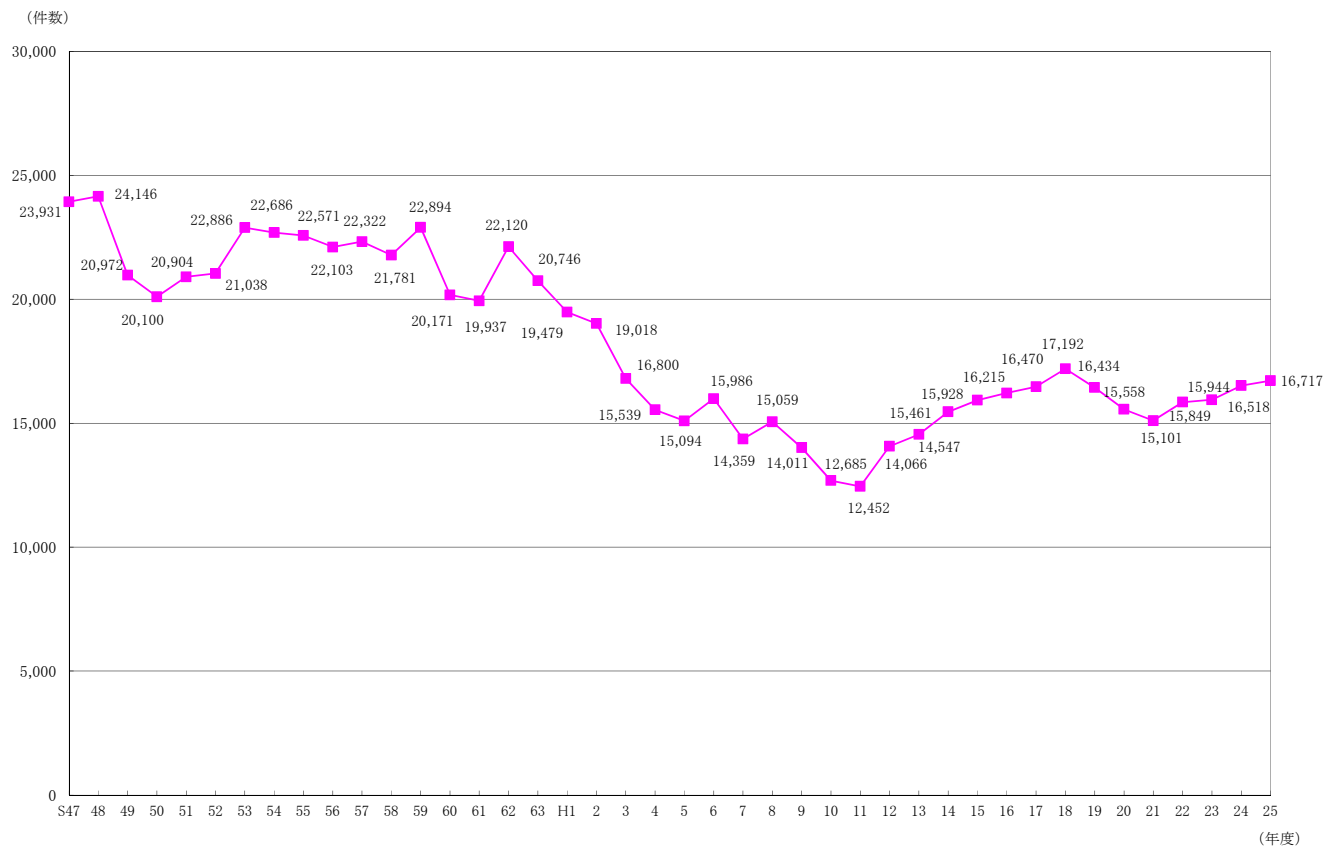


図2 騒音苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成 25 年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が 5,963 件 (全体の 35.7%) で最も多く、次いで工場・事業場が 4,768 件 (同 28.5%)、営業が 1,606 件 (同 9.6%) の順となっている (図 3、図 4)。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 341 件 (6.1%)、航空機に係る苦情が 173 件 (45.5%) 増加したものの、家庭生活に係る苦情が 124 件 (12.1%)、拡声機に係る苦情が 55 件 (13.4%)、営業に係る苦情が 32 件 (2.0%) 減少した。

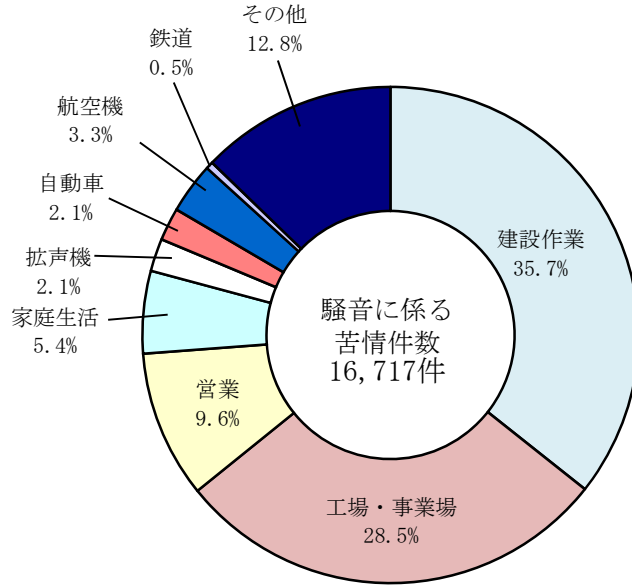


図 3 苦情件数の発生源別内訳 (平成25年度)

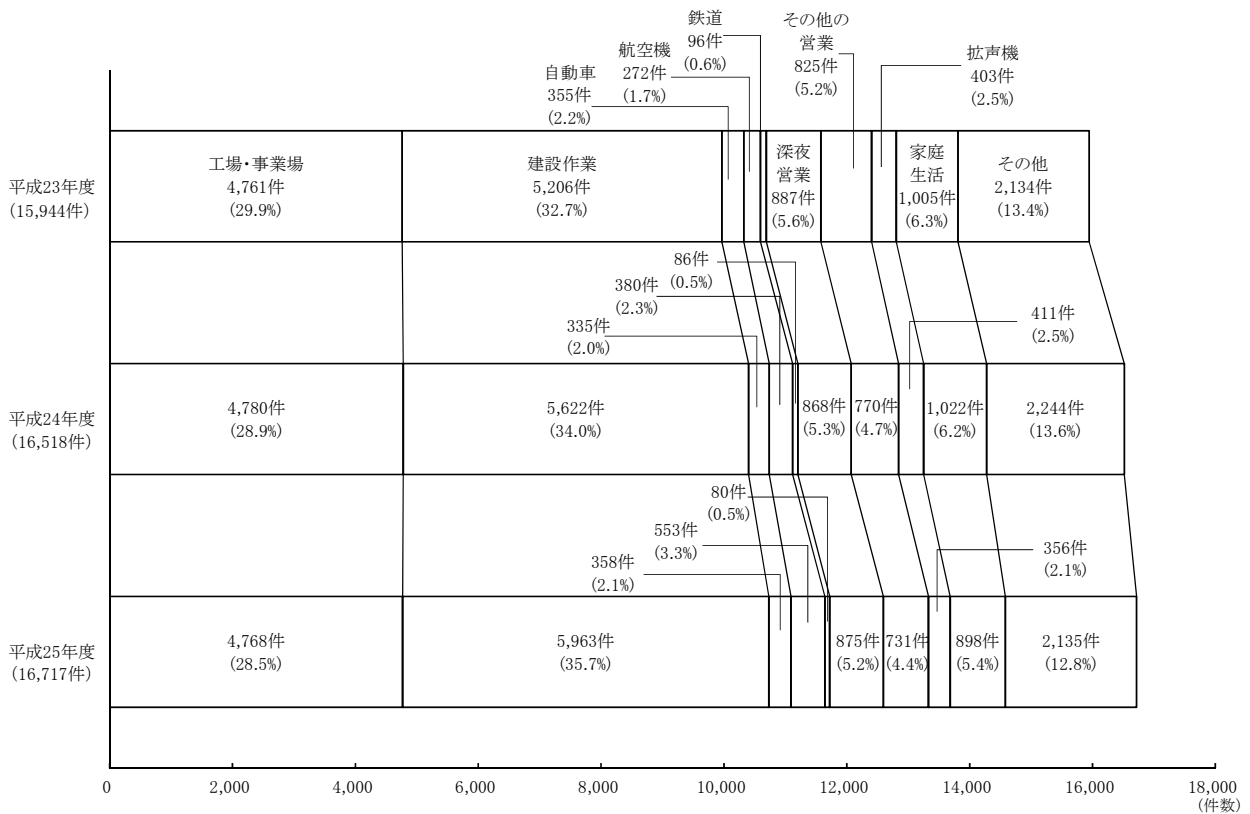


図 4 過去 3 カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,334件が最も多く、次いで大阪府が1,931件、愛知県が1,639件、神奈川県が1,213件、埼玉県が1,138件となっている。騒音苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の55.4%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	3,334	東京都	251
2	大阪府	1,931	愛知県	220
3	愛知県	1,639	大阪府	218
4	神奈川県	1,213	埼玉県	158
5	埼玉県	1,138	千葉県	150
	全国	16,717	全国平均	131

※人口は平成25年10月1日現在の総務省統計局人口推計による。

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	増減率	都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	増減率
北海道	334	314	△20	△6.0%	滋賀県	126	124	△2	△1.6%
青森県	65	56	△9	△13.8%	京都府	367	343	△24	△6.5%
岩手県	90	71	△19	△21.1%	大阪府	1,972	1,931	△41	△2.1%
宮城県	206	231	25	12.1%	兵庫県	353	484	131	37.1%
秋田県	40	51	11	27.5%	奈良県	83	102	19	22.9%
山形県	71	91	20	28.2%	和歌山県	96	74	△22	△22.9%
福島県	128	119	△9	△7.0%	鳥取県	29	58	29	100.0%
茨城県	320	379	59	18.4%	島根県	34	31	△3	△8.8%
栃木県	139	148	9	6.5%	岡山県	189	213	24	12.7%
群馬県	199	210	11	5.5%	広島県	317	281	△36	△11.4%
埼玉県	1,103	1,138	35	3.2%	山口県	122	92	△30	△24.6%
千葉県	911	930	19	2.1%	徳島県	56	52	△4	△7.1%
東京都	3,477	3,334	△143	△4.1%	香川県	71	64	△7	△9.9%
神奈川県	1,109	1,213	104	9.4%	愛媛県	158	155	△3	△1.9%
新潟県	194	187	△7	△3.6%	高知県	28	41	13	46.4%
富山県	38	26	△12	△31.6%	福岡県	494	476	△18	△3.6%
石川県	59	74	15	25.4%	佐賀県	33	39	6	18.2%
福井県	53	65	12	22.6%	長崎県	126	113	△13	△10.3%
山梨県	78	76	△2	△2.6%	熊本県	119	133	14	11.8%
長野県	186	164	△22	△11.8%	大分県	159	156	△3	△1.9%
岐阜県	174	165	△9	△5.2%	宮崎県	77	89	12	15.6%
静岡県	532	537	5	0.9%	鹿児島県	109	131	22	20.2%
愛知県	1,595	1,639	44	2.8%	沖縄県	107	118	11	10.3%
三重県	192	199	7	3.6%	合計	16,518	16,717	199	1.2%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 25 年度の工場・事業場に対する苦情総数 4,768 件のうち、騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、987 件（全体の 20.7%）であった。また、建設作業に対する苦情総数 5,963 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 2,196 件（36.8%）となっている（表 5）。

表 5 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

年 度	発生源 の種類	工場・事業場				計	建設作業				計
		特定工場等		左記以外			特定建設作業		左記以外		
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成24年度	件数	980	74	3,268	458	4,780	2,001	64	3,359	198	5,622
	%	20.5%	1.5%	68.4%	9.6%	100.0%	35.6%	1.1%	59.7%	3.5%	100.0%
平成25年度	件数	987	78	3,200	503	4,768	2,196	60	3,492	215	5,963
	%	20.7%	1.6%	67.1%	10.5%	100.0%	36.8%	1.0%	58.6%	3.6%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成 25 年度に地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は 239 件（前年度 258 件）であった（図 5）。

内訳をみると、工場・事業場に係るものが 67 件（同 75 件）と最も多く 28.0%を占めた（表 6）。

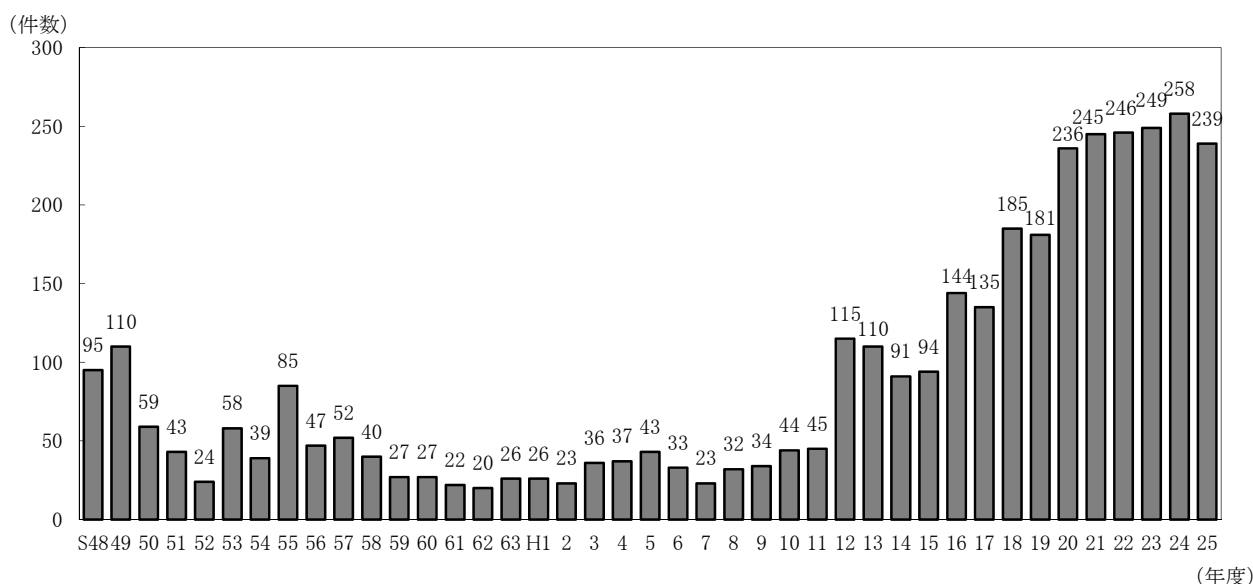


図 5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表 6 低周波音に係る苦情件数の内訳

発生源	年度																			合計	(件数)
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	72	65	65	67	83	75	67	28.0%	
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	10	7	10	10	16	8	19	7.9%	
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	0	2	3	5	1	5	3	1.3%	
鉄 道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	1	2	3	3	0	0	2	0.8%	
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	26	43	28	46	31	36	36	15.1%	
その 他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	72	117	136	115	118	134	112	46.9%	
合 計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	181	236	245	246	249	258	239	100.0%	

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成25年度末現在1,309市区町村(前年度1,307市区町村)で、全国の市区町村数の75.1%(同75.0%)に相当した(表7)。

表7 騒音規制法地域指定の状況(平成25年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	746	183	1,742
騒音規制法地域指定	779	23	459	48	1,309
割合(%)	98.6%	100.0%	61.5%	26.2%	75.1%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成25年度末現在で211,792件で、前年度(206,766件)より5,026件(2.4%)増加した(表8)。また、特定施設の総数は1,509,653件で前年度(1,496,808件)より12,845件(0.9%)増加した(表9の②)。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが42.4%と最も多く、次いで金属加工機械が20.7%であった(表9の①)。

特定施設の届出数の内訳をみると、空気圧縮機等が45.1%と最も多く、次いで織機が21.2%、金属加工機械が18.3%の順となった(表9の②)。

表8 特定工場等総数の最近の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定工場等総数	209,947	206,766	211,792
対前年度比 (増減率)	△5,565 (△2.6%)	△3,181 (△1.5%)	5,026 (2.4%)

△は減少を示す。

表9 法に基づく届出件数(平成25年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	43,921	20.7%	金属加工機械	276,356	18.3%
空気圧縮機等	89,845	42.4%	空気圧縮機等	680,531	45.1%
土石用破碎機等	4,753	2.2%	土石用破碎機等	25,470	1.7%
織機	21,639	10.2%	織機	320,026	21.2%
建設用資材製造機械	3,200	1.5%	建設用資材製造機械	4,835	0.3%
穀物用製粉機	554	0.3%	穀物用製粉機	3,470	0.2%
木材加工機械	19,034	9.0%	木材加工機械	58,258	3.9%
抄紙機	748	0.4%	抄紙機	2,457	0.2%
印刷機械	18,724	8.8%	印刷機械	67,708	4.5%
合成樹脂用射出成形機	8,403	4.0%	合成樹脂用射出成形機	63,831	4.2%
鋳造型機	971	0.5%	鋳造型機	6,711	0.4%
計	211,792	100.0%	計	1,509,653	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成25年度中の特定建設作業実施届出件数は80,273件(前年度77,304件)であり(表10)、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が47,175件(同44,626件)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が17,855件(同17,778件)の順になっており、これらで全体の81.0%を占めた(表11)。

表10 特定建設作業届出件数の最近の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定建設作業届出件数	73,804	77,304	80,273
対前年度比 (増減率)	2,673 (3.8%)	3,500 (4.7%)	2,969 (3.8%)

表11 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,410	5.5%
びょう打機を使用する作業	173	0.2%
さく岩機を使用する作業	47,175	58.8%
空気圧縮機を使用する作業	7,300	9.1%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	303	0.4%
バックホウを使用する作業	17,855	22.2%
トラクターショベルを使用する作業	762	0.9%
ブルドーザーを使用する作業	2,295	2.9%
計	80,273	100.0%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

平成25年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は987件(前年度980件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が684件(同691件)、報告の徴収が180件(同167件)、騒音の測定が326件(同354件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは180件(同193件)であり、改善勧告が1件(同1件)行われ、改善命令は行われなかった(同1件)。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が831件(同873件)行われた(表12)。

表12 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
立入検査	691	684	△ 1.0%
報告の徴収	167	180	7.8%
騒音の測定	354	326	△ 7.9%
(うち基準超過)	193	180	△ 6.7%
改善勧告	1	1	0.0%
改善命令	1	0	△ 100.0%
行政指導	873	831	△ 4.8%
(参考)苦情件数	980	987	0.7%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

平成25年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は2,196件(前年度2,001件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が1,624件(同1,470件)、報告の徴収が308件(同283件)、騒音の測定は390件(同406件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは83件(同72件)であり、改善勧告及び改善命令は前年度に引き続き行われなかった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,898件(同1,744件)行われた(表13)。

表13 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
立入検査	1,470	1,624	10.5%
報告の徴収	283	308	8.8%
騒音の測定	406	390	△ 3.9%
(うち基準超過)	72	83	15.3%
改善勧告	0	0	-
改善命令	0	0	-
行政指導	1,744	1,898	8.8%
(参考)苦情件数	2,001	2,196	9.7%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

平成25年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は273件(前年度268件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が58件(同57件)行われ、その結果、要請限度を超えていたものが4件(同7件)であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われず同0件)、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が2件行われた(同0件)。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が1件(同2件)行われ、道路管理者に対する措置依頼が67件(同59件)行われた(表14)。

このほか、公害苦情をきっかけとしていない道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が1件行われた。

表14 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
騒音の測定	57	58	1.8%
(うち要請限度超)	7	4	△ 42.9%
公安委員会への要請	0	0	-
道路管理者への意見 [※]	0	2	-
要請以外の公安委員会への措置依頼	2	1	△ 50.0%
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	59	67	13.6%
(参考)苦情件数	268	273	1.9%

△は減少を示す。

※)平成25年度、上記2件の他、公害苦情をきっかけとしていない意見陳述が1件行われた。

注)苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。